

始良市総合計画審議会条例（平成22年10月1日条例第237号）

（改正 令和4年6月24日条例第17号）

（設置）

**第1条** 始良市の総合的かつ計画的な行政運営の計画（以下「総合計画」という。）に関する重要事項を調査審議するため、始良市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

（組織）

**第3条** 審議会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 公共的団体等の代表者
- （2） 学識経験を有する者
- （3） その他市長が特に必要と認めた者

（委員の任期）

**第4条** 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

（職務代理）

**第6条** 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

**第7条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければこれを開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(書面による審議)

**第7条の2** 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の2分の1以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和4年6月24日条例第17号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)